令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

指導監査年月日 監査方法	指導対象	指摘対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改　善　結　果
令和7年11月26日 実地	地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）　特別養護老人ホームカナン 地域密着型通所介護事業所　デイサービスセンターカナン寺山	地域密着型通所介護	生活相談員の配置について、令和7年9月16日、25日に配置時間数が不足していました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の3に基づき、生活相談員は、サービス提供日ごとに、サービス提供時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を配置してください。	生活相談員の配置時間を確認し、生活相談員、要件を満たす介護福祉士を適切に配置し、生活相談員の人員配置時間数を満たしています。
		地域密着型通所介護	運営規程の概要等を掲示していませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第35条第1項に基づき、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。	速やかに掲示をしています。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

令和7年11月28日 実地	地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）　特別養護老人ホーム遊生の里	地域密着型特養	施設サービス計画書の作成にあたり、アセスメントシートの作成とサービス担当者会議の開催が行われていない事例が複数ありました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第160条第4項及び第6項に基づき、アセスメントシートの作成及びサービス担当者会議を実施し、その記録を作成、保管してください。	アセスメントおよびサービス担当者会議の重要性に対する職員の認識不足が見られたため、ケアマネジメントの基本過程としての意義について周知徹底を図った。 また、ケアマネジメント体制および多職種連携に課題があったことから、ケアマネジャーを中心とした情報共有体制を再構築し、役割分担の明確化と連携強化を行った。 さらに、利用者・家族および関係職種との日程調整が困難であった点については、事前のスケジュール作成や柔軟な日程調整・会議の開催が円滑に行えるよう改善した。 また、記録および書類作成の負担軽減のため、様式の見直しを行った。 以上の取り組みにより、アセスメントおよびサービス担当者会議の実施体制の改善を図った。今後も継続的に見直しを行い、適切なケアマネジメントの実施とサービスの質の向上に努める。
		地域密着型特養	入所者に対し、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨）を記録しなければなりませんが、拘束解除日時や3要件の検討記録が無い事例がありました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第159条第5項に基づき、身体的拘束等を行う場合には、同項に定められた事項を記録してください。なお、記録を行っていない場合は減算が適用されますので、平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の7(3)に基づき、速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市へ報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算してください。また、身体拘束適正化委員会では一般的な身体拘束の要件等のみが確認された記録となっており、非拘束者について具体的に検討した記録がありませんでした。委員会では実際に行われている拘束の適正性と適正化策を検討し、その記録を残してください。	身体拘束適正化に関するテキストを作成し、これを教材として全職員を対象とした研修を実施した。また、身体拘束に関するルールについては、リーダー会議において再確認を行い、職員への周知徹底を図った。 さらに、毎月「身体拘束適正化委員会」を開催し、身体拘束の三原則（切迫性・非代替性・一時性）について継続的な確認と共有を行っている。 加えて、身体拘束には該当しないものの、不適切なケアの発生を防止するため、ユニットごとにケア内容の点検を実施し、その結果をリーダー会議にて共有・検証している。 また、ユニット職員が不適切なケアを発見した際には、躊躇なく上長へ報告できる体制を整備するため、事業所全体の報告・連絡・相談（報連相）の仕組みを再構築し、早期発見・早期対応が可能な組織体制の強化を図った。
		施設会計	総勘定元帳について、金額が計算書類と一致していないものがありました。社会福祉法人会計基準第4条に基づき、正確な会計帳簿を作成してください。	以後、帳簿を印刷する際、計算書類と一致していることを確認して印刷をしております。以後、このようなことのないよう確認をしてまいります。
		施設会計	R7.5.12に収納した現金の所在が不明であるにも関わらず、その状態を把握していませんでした。経理規程31条に基づき、出納職員はすみやかに原因を調査したうえ、遅滞なく会計責任者に報告し、必要な指示を受けてください。また、他に同様の事案が無いか確認をするとともに、管理方法について検討し、今後は適切に管理してください。	今後は、施設内での現金管理（ダブルチェック）及び本部への受渡は現金出納帳を作成し、現金出納帳に記載がなければ、本部に届いていないなど現金の所在を明確にするようにいたしました。今後、このようなことが無いよう努めてまいります。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

令和8年1月14日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　柳都倶楽部 地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）　特別養護老人ホーム信濃倶楽部	法人運営	令和元年5月24日を最後に、理事会・評議員会ともに開催されていませんでした。評議員会については社会福祉法第45条の8から第45条の11まで、理事会については同法第45条の13から第45条の15までに基づく権限の下で運営してください。	理事会・評議員会とも令和8年3月16日に実施しました。
		法人運営	理事・監事については平成29年5月19日、評議員については平成29年3月1日を最後に選任手続されていませんでした。社会福祉法第38条から第45条の7に基づいて選任し、同法第45条の16から第45条の18に基づく職務及び権限を果たしてください。	事業譲渡を予定しているため、改善は未完了です。
		法人運営	理事・監事については平成29年5月19日、評議員については平成29年3月1日を最後に選任手続されていませんでした。社会福祉法第38条から第45条の7に基づいて選任し、同法第45条の16から第45条の18に基づく職務及び権限を果たしてください。	事業譲渡を予定しているため、改善は未完了です。
		法人運営	監事2名が同一団体の役員と職員でした。社会福祉法施行規則第2条の11第7号に定める「特殊の関係がある者」に該当しますので、選任することができません。社会福祉法第44条第1項により準用される同法第40条第1項に基づいて、監事を選任してください。	事業譲渡を予定しているため、改善は未完了です。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

		法人会計	資金収支予算書は、定款第31条に基づき毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けてください。また、これを変更する場合も同様の手続きを行ってください。	事業譲渡を予定しているため、改善は未完了です。
		法人会計	計算書類及び附属明細書並びに財産目録について適正に作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第2条に基づき、計算書類は正しく記帳し、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示してください。	事業譲渡を予定しているため、改善は未完了です。
		法人会計	資金を借り入れる場合は、会計責任者は経理規程第36条に基づき、長期の資金の場合は、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、短期の資金の場合は文書をもって理事長の承認を得てください。	事業譲渡を予定しているため、改善は未完了です。
		法人会計	経理規程第11条第2項に基づき、仕訳日記帳、総勘定元帳、その他必要な補助簿を作成し、備え置いてください。	事業譲渡を予定しているため、改善は未完了です。
		法人会計	通帳の取扱者と印鑑管理者が同一の職員で、通帳と印鑑の保管が同一の場所でした。通帳の取扱者と印鑑管理者は別の者が行い、通帳と印鑑は別の場所で保管してください。	事業譲渡を予定しているため、改善は未完了です。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

令和8年1月7日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　あたご共生福祉会 地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）　特別養護老人ホームてらお愛宕の園	法人運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項に基づき、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	次回定時評議員会（令和8年6月末に開催予定）について、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に記載します。
		法人運営	理事及び監事の選任時に選任要件を確認していませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」が、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」がそれぞれ1人以上含まれていることを確認した上で選任し、確認した旨の記録を残してください。	次回理事及び監事の選任時に、理事は「社会福祉事業の経営に識見を有する者」「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」「施設の管理者」が、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」がそれぞれ1人以上含まれていることを確認した上で選任し、確認した旨の議事録を作成します。
		法人運営	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議題・議案の概要も記載してください。	次回定時評議員会（令和8年6月末に開催予定）について、招集通知には、議題・議案の概要も併せて記載します。
		法人運営	評議員会を決議の省略で開催した際、決議について特別の利害関係を有する者の有無を確認していませんでした。社会福祉法第45条の9第8項の規定に基づき、決議の省略の提案書に特別の利害関係を有する者は申し出るよう記載するなどして、利害関係者の有無を把握し、かつ確認した旨の記録を残してください。	次回評議員会を決議の省略で開催した際には、決議の省略の提案書に特別の利害関係を有する者は申し出るよう記載して、利害関係者の有無を把握し、かつ確認した旨の議事録を作成します。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

		法人運営	管理者の選任について、理事会の決議を経ていませんでした。社会福祉法第45条の13第4項第3号及び定款第22条に基づき、重要な役割を担う職員の選任については、理事会の決議を経てください。法人で「施設の長他の重要な職員」の範囲について定める場合は、定款細則等に規定してください。	次回理事会において、定款施行細則に「施設の長他の重要な職員（施設長等）」の範囲を明確に定め、今後その定めに従って決議します。
		法人運営	法人が借り受けている悠悠デイサービスこばりの建物について、賃貸借契約期間が3年間となっていました。社会福祉法人審査基準第2の1(1)に基づき、社会福祉事業の継続性の観点から、契約期間の延長（10年以上）もしくは利用権の設定及び登記をしてください。	仲介した不動産会社を通じて、貸主に対応を申し出たところ、契約期間の延長（10年以上）することの承諾を得ました。次回理事会で議決を経た後、変更契約（覚書）の締結を行います。
		法人会計	拠点区分及びサービス区分について、経理規程と計算書類（第1・2・3号各様式）、附属明細書（別紙3各様式）、注記で相違がありました。経理規程第6条第4項を実情に即した内容に改めるとともに、社会福祉法人会計基準第2条第1項第1号に基づき、計算関係書類を作成する際には真実な内容を明瞭に表示してください。	次回理事会において、経理規程を変更し、計算書類と整合するようにかつ実情に即した内容にします。
		法人会計	資金収支計算書の「予算」欄について決算見込額を記載しており、理事会で承認された令和6年度最終補正予算と相違がありました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。	次回決算時において、資金収支計算書の予算欄の金額を、理事会で承認された最終補正予算と一致させます。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

令和8年1月21日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　豊潤舎 地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）　特別養護老人ホーム昴	法人運営	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議案の概要も記載してください。	次回開催する評議員会の招集通知より議案の概要を記載する。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

令和8年1月23日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　修愛会 地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）　特別養護老人ホームプリメーロ女池	法人運営	評議員会に令和6・7年度連続で欠席している評議員がいました。社援発第0427第1号（最終改訂令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、評議員会の日程調整を行う等の配慮と共に、当該評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認してください。	次回開催日程に関して参加可能な日として平日ではなく土曜日に設定することで確実に参加いただけるように配慮を行った。 また、当該評議員について他評議員を含めて多様な職種及び知己を持った方が選任されていることを確認した。
		法人運営	令和7年度の定時評議員会について、理事会開催日から中13日で開催されていました。社会福祉法第45条の32第1項及び社援発第0427第1号（最終改訂：令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、計算書類等の備置及び閲覧の期間を確保するため、定時評議員会と理事会の開催日は中14日以上の間隔を確保してください。	以降、中14日以上を空けて開催することとした。
		法人会計	理事会で承認された令和5年度補正予算と資金収支計算書の予算額が一致しませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された補正予算と一致させてください。	補正予算を算入した資金収支計算書を作成しなおした。
		法人会計	令和7年度の資金収支予算書の法人全体（合計額）と拠点区分ごとの内訳表の金額が一致していません。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2(1)(2)に基づき、予算は拠点区分ごとに正しく編成し、法人全体を作成してください。	内容を確認し、ショートステイの事業活動資金収支差額を訂正して、法人全体を一致させた。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

		法人 会計	貸借対照表の公益事業の差入保証金について、資金収支計算書の固定資産取得支出に記載されておらず、資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金残高が一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第16条に基づき、支払資金残高を正確に算出し、計算書類の整合性をとってください。	原因をシステム会社と調査確認の上、修正する。
		法人 会計	当年度の資金収支計算書の前期末支払資金残高と前年度の当期末支払資金残高が一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第2条に基づき、資金収支に関する真実な内容を明瞭に表示し、整合性を確認した上で計算書類を作成してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにもかかわらず改善されていないため、確実に改善してください。	支払資金残高の考え方と表記のあり方について公益法人会計に詳しい専門会計士から指導を仰いて当法人の会計システム全体の設定を見直す。
		法人 会計	拠点区分間借入金について、拠点区分間の借入が発生していないにもかかわらず計上されていました。「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項12」に基づき、拠点区分間借入金は、社会福祉事業、公益事業及び収益事業における拠点区分間の借入金の残高を記載してください。	拠点区分間における資金移動や借入金の考え方について公認会計士等の指導を仰いだ上で、その処理方法修正する。
		法人 会計	計算書類の注記について、社会福祉法人会計基準第29条第4項に基づき法人全体の注記だけではなく拠点区分ごとに作成してください。	今後、公益法人会計に詳しい会計士との契約を進め、その指導の下で決算をすることとした。
		法人 会計	経理規程第24条に基づき、入金した現金は直接支払いに充てることなく金融機関に預け入れてください。	利用料金を現金で受け取った場合には必ず金融機関へ預け入れることとした。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

令和8年2月3日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　広栄福祉会 地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）　特別養護老人ホームスマイルガーデン黒埼	法人運営	理事の員数について、欠員1名の状況があることにより、特殊の関係にある理事が理事総数の3分の1を超えています。社会福祉法第44条第3項、第6項及び定款第15条に基づき、速やかに欠員を補充してください。	令和8年4月の評議員会において、欠員を補充しました。
		法人運営	理事及び監事の選任時に、各選任要件の確認がなされていませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」がそれぞれ1人以上含まれていること、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」がそれぞれ1人以上含まれていることを確認した上で選任し、確認した旨の記録を残してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	今後はチェックリストや履歴書等を評議員の議事録に残すことで再発防止に努めます。 2026年4月の選任時に、理事会、評議員会の議事録に記録を残しました。
		法人運営	監事の選任について、現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	2026年4月の新監事選任時において、現監事の過半数から同意を得たうえで議案を評議員会に提出しました。
		法人運営	「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」において、費用弁償の額が定められていない状態で支給されていました。社会福祉法第45条の35に基づき、実際の費用弁償額に合わせて規程を作成してください。	費用弁償の額について、実際の支給実態に基づき具体的な金額を定めた「役員等報酬および費用弁償規程」を整備いたしました。今後は当該規程に基づき適正に支給を行い、運用の徹底を図ります。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

		法人運営	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議題・議案の概要も記載してください。	2026/4/21開催の評議員会招集通知において、議題に加え議案の概要を記載しました。
		法人運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、記録に残してください。	議案ごとに利害関係の有無を確認し、その結果を議事録に記載する運用に改めました。
		法人運営	理事長の理事会への職務執行状況の報告が年度内に1回のみとなっていました。社会福祉法第45条の16第3項及び定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告してください。	理事長の職務執行状況については、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上報告を行う必要があることを改めて確認しました。今後は理事会の開催計画にあらかじめ報告機会を組み込み、年2回以上報告を実施するとともに、その内容を議事録に記録する運用とします。
		法人会計	計算書類の附属明細書について、国庫補助金等特別積立金明細書に「当期積立額」と「当期取崩額」の記載が無く、金額が誤っていました。社会福祉法人会計基準第30条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて26」に基づき、国庫補助金等特別積立金明細書を適正に作成してください。	R7年度の決算書類における国庫補助金等特別積立金について、当期積立額および当期取崩額を含めた増減の内訳を整理し、明細書を適正に作成する予定です。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

		法人 会計	財産目録について、「場所・物量等」、「取得年度」、「使用目的等」の箇所がすべて空欄になっていました。社会福祉法人会計基準第31条に基づき、当該社会福祉法人における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示してください。	システムの出力設定を変更し、必要項目が表示されるよう修正します。
		法人 会計	計算書類に対する注記の法人全体分「8.担保に供している資産」に内容の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。	担保に供している資産の有無を確認した上で、該当がある場合はその内容を、該当がない場合は「該当なし」と記載するよう修正します。今後は、注記事項の作成時に記載漏れがないか確認を徹底します。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

令和8年2月3日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　儀平会 地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）　特別養護老人ホーム徳蓮荘	法人運営	評議員会の招集通知について、評議員会の日時及び場所、目的である事項及び目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、必要事項をもれなく記載してください。	今般、法令を再確認し、今後、招集通知の作成について、法令に則った正確な事務を行うとともに、法令を遵守した法人運営に努めます。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

令和8年2月27日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　けやき福祉会 地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）　地域密着型特別養護老人ホームあい・いからしの郷あじさいホーム 小規模多機能型居宅介護　小規模多機能型居宅介護事業所あい・いからしの郷はなみずき	法人運営	定款について、監査資料として事前提出したもの、ホームページ等で公表しているもの、法人で保管しているものが異なっていましたので、定款変更の履歴を把握し管理してください。なお、定款を変更した時は社会福祉法第45条の36第2項、第59条の2第1項第1号及び第34条の2第1項及び第4項に基づき、所轄庁の認可を受けた上で遅滞なく最新のものを公表し、事務所に備え置いてください。	最新の定款データがあり、4月27日付でデータ変更を行いました。6月12日に評議員会が開催されるため、定款決議後新潟市の方へ申請します。 今後につきましては、定款を含む重要文書について、改訂履歴、保管場所を明確に管理する台帳を整備し、定款の保管場所を明示し、適切に管理します。あわせて、最新の定款を公表し、事務所に備え置く体制を整備します。また、重要文書の管理が確実に継承されるよう、再発防止に努めます。
		法人運営	定款施行規程第21条第2項において「必要事項について、事務局会議に権限を委任することができる。」とありますが、社会福祉法第45条の13に基づき理事会の権限を委任することができませんので「権限」を削除し、必要事項を明記してください。	定款施行規定21条2項「権限」を削除し必要事項の明記をしました。5月27日（水）理事会にて議決事項としました。
		法人運営	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間ありませんでした。社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条に基づき、1週間（中7日）以上の間隔を空けてください。	2026年3月以降の役員会等招集通知より規定を遵守し通知配布を行っています。
		法人会計	資金収支計算書の第1号第1様式及び第4様式について、社会福祉法人会計基準第16条第6項に基づき備考欄を設け、決算額と予算額の差が著しい場合はその理由を記載してください。	2025年度（令和7年度）決算より修正します。

令和7年度　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営指導結果

		地域密着型特養	口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していませんでした。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第165条の3に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直してください。	2026年4月1日より作成しています。
		地域密着型特養/小規模多機能型居宅介護	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針がありませんでした。また、訓練を実施していませんでした。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第173条第2項(2)及び(3)に基づき、指針を作成し、訓練を年2回以上実施し、その内容を記録に残してください。	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の　防止のための指針」を作成し全職員に周知、また訓練開催を怠ることがないよう、組織として管理を行う。
		小規模多機能型居宅介護	介護従事者の日中の時間帯の配置（常勤換算で、通いサービスは利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上）について、基準を満たさない日がありました。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第83条に基づき適切な人員を配置してください。	日々の介護従事者の常勤換算を確認し、常勤換算に満たないことがないように管理を進めます。また今後このよう事が起こらないように、勤務実績担当者より管理部門の本部に日々の訪問サービスにあたる介護従業者、通いサービスにあたる介護従業者の配置を報告してもらい、通いサービスにあたる介護従業者の人員配置を適切に管理します。